

令和7年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定（変更）通知書の見方

A 所得

【所得】
所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。
給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じた給与所得控除を計算します。また、一定の要件に該当する場合は、所得金額調整控除も計算します。
給与収入から、給与所得控除および所得金額調整控除を差し引いた金額が、給与所得です。
その他の所得計は、主たる給与以外に合算した所得があればその合計額を表示します。「主たる給与以外の合算所得区分」に「＊」が入っている所得の合計金額です。

【主たる給与以外の合算所得区分】
給与所得以外に合算した所得があれば、その所得に「＊」が入ります。

【総所得金額①】
給与所得金額とその他の所得計を合算した金額です。
※ 繰越控除がある場合は、その金額を差し引いた額になります。
※ 総所得金額①に分離課税所得は含まれていません。

C 課税標準

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な計算をする「分離課税」を記載しています。
総所得③（総合課税）は総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた額（千円未満切り捨て）です。

分離課税所得	山林所得	山林（立木）の伐採または譲渡による所得
	分離短期譲渡	土地および土地の上に存在する権利、建物、建物の附属設備、構築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で、5年以下保有）
	分離長期譲渡	土地および土地の上に存在する権利、建物、建物の附属設備、構築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で、5年超保有）
	株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
	上場株式等の配当等	上場株式等に係る配当所得
	先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による所得

問合せ先

税務課 区税第一～第四係

TEL:03-5984-4537(直通)

※ 問合せの集中により、電話がつながりにくくなることがあります。

お問合せの際は、「指定番号」「宛名番号」をお知らせください。

令和7年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

給与収入	7000000	主たる給与以外に合算する所得区分	山林所得	0
給与所得(所得金額調整控除後)	5200000	所得区分	分離短期譲渡	0
その他の所得計	600000	所得区分	分離長期譲渡	0
		所得区分	株式等の譲渡	0
		所得区分	上場株式等の配当等	0
		所得区分	先物取引	0
総所得金額①		5800000		

雑損	0	障害・寡・ひ・勤	0
医療費	50000	配偶者	330000
社会保険料	940000	配偶者特別	0
小規模企業共済	0	扶養	780000
生命保険料	630000	基礎	430000
地震保険料	250000	所得控除合計②	2618000

（摘要）
摘要欄には、税額変更になった理由や、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除、定額減税適用の有無等が記載されます

第14号様式（第13条関係）

給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

指定番号	0060000000	宛名番号	1
受給者番号	A123-4567		
氏名	練馬 太郎		
住所	豊玉北6丁目12番1号		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条および第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の目的の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）。趣分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の目的の翌日から起算して1年を経過すると趣分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。趣分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、つぎの①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで趣分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②趣分、趣分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。（地方税法第19条、第19条の12、行政事件訴訟法第8条、第46条、森林環境税及び森林環境増与税に関する法律第16条）
令和 7年 5月 12日

問合せ先 税務課 電話03(5984)4537(直通)

ここからゆっくりはがしてください

ここからゆっくりはがしてください

印

B 所得控除

所得控除とは、個人の実情に合わせて、定められた金額を所得金額から差し引くものです。所得控除合計②には各所得控除の合計額を表示しています。所得控除の種類によっては、控除金額や限度額が所得税と異なります。

「障・寡・ひ・勤」は障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の合計額です。

年少扶養（16歳未満）は障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者控除を除き、扶養控除の対象になりませんが、所得割・均等割の非課税判定における扶養親族数に含まれます。

扶養該当区分		＊を表示	本人該当区分		
控配	控除対象配偶者（70歳未満）		未成年者	特障	特別障害者
老配	控除対象配偶者（70歳以上）	人数を表示	他障	一般の障害者	
特定	19～22歳		寡婦		
同老	同居老親等		ひとり親		
老人	70歳以上		勤労学生		
16歳未満	年少扶養		繰越損失		
その他	一般扶養（16～18歳・23～69歳）				
同障	同居特別障害者				
特障	特別障害者				
他障	一般の障害者				

D 税額

税額控除前所得割額④	総所得③に特別区民税6％、都民税4％を乗じた額です。分離課税所得がある場合は、各所得に応じた税率を乗じた金額が加算されます。
税額控除額⑤	調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、定額減税額の合計額です。
所得割額⑥	④から⑤を差し引き、百円未満を切り捨てた額です。
均等割額⑦	特別区民税3,000円、都民税1,000円です。軽減対象の方は、特別区民税が2,000円または1,500円になります。
森林環境税⑧	均等割と併せて賦課徴収される国税です（年額1,000円）。
特別徴収税額⑨	⑥所得割額、⑦均等割額、⑧森林環境税額の合計額です。
控除不足額⑩	所得割額から控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除の額です。
既充当・既委託納付額⑪	控除不足額のうち、特別徴収税額に充当または委託納付された額です。
既納付額⑫	既に納付されている額です。
変更前税額⑬	変更前の税額です。
変更月	税額変更があった場合に、変更月から月割額が増減します。

E 納付額

「特別徴収税額」を差引き回数で割った額です。百円未満の金額は、差引き開始月に上乗せします。

年度の途中で税額変更があった場合は、変更月から月割額が増減します。月割額は、「差引納付額」を変更月から5月までの月数で割った金額になります。

※ 年度途中で徴収方法が変わった場合などはこれに限りません。